

2018年10月15日

知的財産戦略本部

インターネット上の海賊版対策に関する検討会議 御中

中間まとめ（案）に対する意見書

検討会議委員	有木 節二
同	宍戸 常寿
同	立石 聡明
同	長田 三紀
同	堀内 浩規
同	前村 昌紀
同	丸橋 透
同	森 亮二
同	吉田 奨

事務局が提出する中間まとめ（案）は、依然として、ブロッキング法制化の当否について賛否両論があったことを確認する内容であり、ブロッキング法制化を強行する意図をあらわにしたものとなっています。前回検討会議（第8回）において、ブロッキングの法制化に違憲の疑いがあることが法律家委員のほぼ全員によって確認され、法制化の棚上げについても、多くの委員の賛成があったにもかかわらず、その議論が案文に反映されていないことは極めて遺憾です。

現在、出版社側、通信事業者側双方の有志が集まり民間同士の協力のあり方について前向きに協議が行われつつあります。このような流れがある中で、事務局がブロッキングの法制化をすすめることは、民間の協力関係に、再度亀裂をいれることにつながります。事務局は、私たちを含む多数の検討会委員の意見を無視するのではなく、ブロッキング法制化の強行を断念すべきです。

以上の観点から、最新版の中間まとめ（案）の第4章についてはその全文を削除し、下記のとおり修文することを求めます。

記

上述の各章において、委員の間に異論があった。しかしながら、それらを踏まえて、今後の進め方については、以下のとおり合意することができた。

すなわち、ブロッキングの法制化については、法律を専門とする全委員の間で、現状では違憲の疑いがあることについて意見の一致をみた。また、ブロッキングの法制化に固執すること自体が民間同士の協力をかえって妨げている状況が認識された。

そのため、本検討会議は、ブロッキングの法制化については一旦見送った上で、民間の協力においてブロッキングを除く対策を総合的に推進するべきであると考え（第 3 章は本中間まとめの参考情報とする）。今後、民間の自主的な話し合いをもって迅速に協力体制が構築され、ブロッキングを除く諸対策が立案・遂行され、それらの効果検証がなされると共に、海賊版サイトによる被害が速やかに収束することを期待する。

以上